

## 小国町中心市街地活性化協議会規約

### (目的)

第1条 この規約は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による中心市街地活性化協議会を設置することにより、小国町の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための調整を図り、もって小国町中心市街地の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この協議会は、小国町中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (公表の方法)

第3条 協議会の活動内容は、小国町の広報紙、ホームページへの掲載により行う。

### (活動)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 小国町が作成する法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前号に掲げるものの他、中心市街地活性化に係る事業に関すること

### (構成)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 小国町商工会
- (2) 株式会社小国いきいき街づくり公社
- (3) 小国町
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前号に掲げる者の他協議会において特に必要があると認められる者

### (委員)

第6条 協議会の委員は、前条各号に該当する者をもって充てる。ただし、団体、

企業等にあつては、その構成員が指名する者をもって委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の在任期間とする。

#### (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、会議において委員の中から選任する。
  - 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
  - 4 役員任期及び任期中の変更については、第6条第2項及び第3項を準用する。

#### (役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

#### (会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。会議の議長は会長が務める。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席で成立するものとし、議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 企業・団体等の構成員から指名された委員はやむを得ず会議を欠席する場合には、その構成員の企業・団体等から代理として出席することができる。
- 4 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 5 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

#### (解散)

第11条 協議会は、小国町が作成する中心市街地活性化基本計画の計画期間

満了をもって解散する。

- 2 中心市街地活性化基本計画の計画期間満了前に解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、小国町総務企画課に協議会の事務局を置く。

(補足)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年10月17日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。